

特許協力条約

発信人 日本国特許庁 (国際調査機関)

REC'D 10 FEB 2005
WIPO PCT

出願人代理人
志賀 正武

様

あて名

〒 104-8453
東京都中央区八重洲2丁目3番1号

PCT
国際調査機関の見解書
(法施行規則第40条の2)
[PCT規則43の2.1]

発送日
(日.月.年) 08. 2. 2005

今後の手続きについては、下記2を参照すること。

出願人又は代理人
の書類記号 PC-9347

国際出願番号 PCT/JP2004/015796	国際出願日 (日.月.年) 25. 10. 2004	優先日 (日.月.年) 28. 10. 2003
-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------

国際特許分類 (IPC) Int. Cl⁷ H01L21/027, G03F7/20

出願人 (氏名又は名称)
株式会社ニコン

1. この見解書は次の内容を含む。
- 第I欄 見解の基礎
 - 第II欄 優先権
 - 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
 - 第IV欄 発明の単一性の欠如
 - 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
 - 第VI欄 ある種の引用文献
 - 第VII欄 国際出願の不備
 - 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き
国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。
- この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。
- さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 25. 01. 2005	
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新井 重雄 電話番号 03-3581-1101 内線 3274

第 I 欄 見解の基礎

1. この見解書は、下記に示す場合を除くほか、国際出願の言語を基礎として作成された。

- この見解書は、_____ 語による翻訳文を基礎として作成した。
それは国際調査のために提出された PCT 規則 12.3 及び 23.1(b) にいう翻訳文の言語である。

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

- a. タイプ 配列表
 配列表に関連するテーブル
- b. フォーマット 書面
 コンピュータ読み取り可能な形式
- c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれる
 この国際出願と共にコンピュータ読み取り可能な形式により提出された
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出された

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲 <u>3-11, 14, 15, 18-25</u>	有 無
	請求の範囲 <u>1, 2, 12, 13, 16, 17, 26-28</u>	
進歩性 (IS)	請求の範囲 <u>3-11, 14, 15, 18-25</u>	有 無
	請求の範囲 <u>1, 2, 12, 13, 16, 17, 26-28</u>	
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲 <u>1-28</u>	有 無
	請求の範囲 _____	

2. 文献及び説明

文献1 : WO 1999/049504 A1 (株式会社ニコン) 1999. 09. 30, 請求の範囲, 図1-5

請求の範囲1, 2, 12, 13, 16, 17, 26-28に記載された発明は、国際調査報告で引用された文献1の請求の範囲, 図1-5に開示されているから新規性を有さない。図4等における液浸部分のウエハ進行方向に凸にふくらむ部分は露光に必要な液浸部分を超えて存在している領域である。

請求の範囲に3-11, 14, 15, 18-25に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性を有する。特に、予備液浸領域の液体が液浸領域の外周に所定の間隔を空けて設けられた液体保持部により保持される点は、何れの文献にも開示されていない。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(PCT規則43の2.1及び70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日.月.年)	出願日 (日.月.年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日.月.年)
JP 2005-12228 A 「EX」	13.01.2005	18.06.2004	19.06.2003
JP 2004-320016 A 「EX」	11.11.2004	08.04.2004	11.04.2003

2. 書面による開示以外の開示(PCT規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日.月.年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付(日.月.年)